

# 一般社団法人 I have a dream 福祉施設会員規約

## 第1条 (名称)

本制度は、アイハブアドリーム福祉施設会という。

## 第2条 (定義)

アイハブアドリーム福祉施設会員規約（以下「本規約」）は、一般社団法人 I have a dream（以下「本法人」）の福祉施設会員(以下「会員」)を定めるとともに、会員の入退会及び会員の特典及び義務等、会員活動の基本的事項を定める。

## 第3条 (入会手続き)

1. 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を提出しなければならない
2. 本法人の代表理事(以下「代表理事」とする)は、前項の申し込みがあったときは、入会の承認・不承認を決定し、これを入会申込者に対し通知する。
3. 第6条に定める会費の納入日を入会日とする。

## 第4条 (入会資格)

会員の申し込みをできる者は、下記の要件をすべて満たす法人とする。

- (1) 新潟県内に事業所を有する法人であること
- (2) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供している法人であること

## 第5条 (会員資格基準)

会員になろうとする者から申し込みがあったとき、代表理事は、以下の何れかの項目に該当する場合には入会を承認しないことがある。

- (1) 本会の趣旨に賛同していないとき
- (2) 過去に本規約違反又はその他規約に違反したことを理由として除名または退会処分をうけたことがあるとき
- (3) 第3条の入会申込書の記載事項に、虚偽記載、誤記または記入漏れがあるとき

- (4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反するとき、または著しく社会規範に反するとき、また、その恐れがあると理事会で決議したとき
- (5) その他法人が不適切と判断したとき

## 第6条（会費）

1. 各会員の年会費は次の通りとする。
  - (1) 就労継続支援 A 型事業所 30,000 円
  - (2) (1)以外の福祉事業所 10,000 円但し、考慮すべき事由を代表理事が承認した場合は、この限りではない。
2. 入会初年度の年会費は、第3条第2項により代表理事からの入会を承認され、通知を受けた後、2週間以内に納入しなければならない。
3. 入会の翌年度以降の年会費は、当該年度が開始する前日までに納入しなければならない。
4. 一旦納付された年会費は、その理由の如何を問わず返還しないものとする。
5. 会費の納入は法人単位とし、会費の算定については加入する事業所数の合計数に年会費を乗じた金額とする。
6. 同一事業所にて複数の障害福祉サービスを行っている事業者については、A型を含む場合は30,000円、含まない場合は10,000円とする。

## 第7条（有効期間）

会員資格の有効期間は、本法人が入会申込書を受付け、その入会を承認し、第6条に定める会費の入金を確認したときから翌年5月31日までとし、以後、第8条による退会の申し出または第9条による除名若しくは第10条による会員資格の喪失がない限り、自動的に更新されるものとする。

## 第8条（退会）

会員は、その退会の日から1ヶ月前までに別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

## 第9条 (除名)

会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、本法人理事会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本規約又はその他の規則に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本法人に許可なく、本法人と競業する行為を行った場合
- (4) 本法人に許可なく、本法人の所有する商標権を侵害する行為を行った場合
- (5) 本法人に許可なく、本法人の所有する商標と類似の商標出願を行った場合
- (6) 本法人に登録の情報に虚偽の内容がある場合
- (7) 本法人又は本法人の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (8) 本法人の事業活動を妨害する等により本法人の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (9) 他の会員に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘（これらの勧誘とみなされる一切の行為を含む）を行なった場合
- (10) 会員が、暴力団の構成員またはこれらの支配下にあるもの等の関係者であるまたはその恐れがある場合。
- (11) 法令若しくは公序良俗に反する行為を行った場合
- (12) その他の除名すべき正当な事由があるとき

## 第10条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員は、自ら並びに自らの役員、自らの経営に実質的に関与している者及び職員(疑義を避けるために付言すると、会員の代表者及び構成員を含む。)が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(これらを総称して以下「反社会的勢力」という。)に該当しないこと及び次の各号に掲げるものいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証する。本法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく会員資格を抹消することができ、会員に損害が発生してもこれを賠償することを要しません。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められるとき

- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 会員自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき。

## 第 11 条 (会員資格の喪失)

前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由なく 6 か月以上会費を滞納したとき
- (2) 会員が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業者としての資格を喪失したとき
- (3) 法人が解散、または破産したとき

## 第 12 条 (会員の資格喪失に伴う特典及び義務)

会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、本法人に対する会員としての特典を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、既納の会費及びその他の拠出金品の払い戻しを請求できない。

## 第 13 条 (会員の特典)

- 1. 会員は、次の各項目に掲げる特典を有する。
  - (1) 障害者福祉に関する情報収集機会の提供
  - (2) 会員情報発信のサポート
  - (3) 有償又は無償の運営、法律、税務等に関わる知見の習得機会の提供
  - (4) 各種セミナー、イベント、見本市出展 商談会 交流会等の案内
  - (5) ワーキンググループへの参加
- 2. 会員は、本法人の総会の議決権は有さない。

## 第 14 条 (会員の義務)

会員は次の義務を負う。

- (1) 本法人の定款並びにその他規則及び議決に従う。
- (2) 本法人の会費等を納入する。
- (3) 相互扶助の精神に基づいた運営に協力する。

- (4) 本法人の会員同士または会員と本法人が実施する事業を通じて知り合った者と事業を行う場合は、当該会員はただちにその報告を事務局に行うこと。
- (5) 会員の登録事項に変更が生じたときは、登録事項変更届を代表理事に提出すること。会員が変更届の提出を行わなかったことにより不利益を被った場合でも、本法人は、その責任を負わないものとする。

## 第 15 条（会員名簿）

本法人は、会員の名称及び電子メール等を記載した会員名簿を作成する。

## 第 16 条（事務所）

本法人は、主たる事務所を新潟県新潟市中央区に置く

## 第 17 条（会員規約の追加・変更）

1. 本規約に定めのない事項で必要と判断されるものについては、本法人理事会の決議により定める。
2. 本法人は、本法人理事会の決議により、本規約の全部または一部を変更することができる。
3. 本法人の理事会の議決により変更された本規約は、議決された当日より効力を発するものとし、以後会員は、当該変更された本規約に拘束される。

## 第 18 条（機密情報の保護）

本法人および会員は、業務上知り得た機密情報の保護に万全を期すものとする。

## 第 19 条（個人情報の保護）

本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

## 第 20 条（免責及び損害賠償）

1. 会員は、本法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員または第三者が損害を被った場合であっても、本法人は一切責任を負わないものとする。万が一、本法人が会員に

対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何に関わらず、本法人は、間接損害・特別損害・免失利益ならびに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無に関わらず、責任を負わないものとする。

2. 会員が退会・除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

## 第 21 条 (法令の準拠)

総ての会員は、各種法律、政令、省令等の法令の定めに従うと共に、本法人が別途定めた場合はその倫理規定類に従うものとする。

以上、総ての会員は本規約に同意し、遵守するものとする。

### 附則

1. 本規約は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。